

監査報告書

令和7年5月12日

学校法人偕星学園
理事会 御中
評議員会 御中

監事 川内保幸

監事 早川徹

私たちは、旧私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人偕星学園旧寄附行為第16条の規定に従い、学校法人偕星学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書等）について会計監査を行い、会計処理が正確に行われていることを確認し、その他学校法人の業務及び財産の状況は適正であると認められました、

また、理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以上